

# 第3回 大分県観光振興財源検討会議

## 資料



日本一のおんせん県おおいた みりょく味力も満載

# 1 本日の会議について

## 第2回会議(7/22)

議題	(1) 観光振興の財政需要について (2) 観光振興のための財源について (3) 宿泊事業者との意見交換会結果について
結論	<ul style="list-style-type: none"><li>今後、新たに必要となる財政需要や、他地域における導入事例を考慮すると、<b>新たな観光振興財源として、宿泊税を軸に検討してはどうか。</b></li><li>他方で、導入にあたっての課題や、一部に導入に反対の声もあることから、<b>今後、事業者や市町村から丁寧に意見を聴取しながら進められたい。</b></li><li>次回、具体的な制度について、議論を深めていく。</li></ul>
その他 主な意見	<ul style="list-style-type: none"><li>意見交換では、使途を明確化するようにという意見が多数であった。<b>使途の明確化は必須</b>であり、従来からしている施策には充当しない等、使わないものも定めるべきでは。<b>事業の効果検証、評価の仕組みの透明化も重要</b>。制度を導入して使途決定の仕組みを作つて終わりではなく、育てていく仕組みを今から考えていく必要がある。</li><li>財源の負担を求める根拠の整理が必要。観光客の増に伴い必要となる施策への負担を求める「原因者負担」か、来訪する人が満足してもらえるような施策を実施するため、一定の負担をしていただく「受益者負担」か。</li></ul>

## 第3回会議(10/6)

(1) 新しいおおいた共創会議における各市町村意見について

(2) 宿泊税の制度設計における先行事例、論点整理について

## 2 新しいおおいた共創会議 における各市町村意見 について

## 新しいおおいた共創会議

開催日：令和7年8月29日（金）

- 18市町村長及び県（知事、副知事等）による共通課題の議論
- 議題「観光振興財源について」  
各市町村の意見は別添資料のとおり。
  - 観光振興を進めるまでの課題
  - 宿泊税等、観光振興のための特定財源の確保についての考え方
  - 仮に宿泊税等を導入する場合、市町村での導入か県一括での導入、どちらが望ましいか。  
また、導入すべきで無い場合、その理由

### （1）観光振興を進めるまでの課題

地域住民と旅行者の共生	<ul style="list-style-type: none"><li>最も住みよいまち（最も優れた観光地）ゴミポイ捨て禁止条例の着実な執行、渋滞対策の抜本的な対策、一部地域に集中している観光客の周遊促進、開発規模の適正化や成長の管理等、潤いのあるまちづくり条例に基づく持続可能な観光地づくりへの取組、外国人観光客へのマナー啓発等（由布市）</li></ul>
受入環境の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>二次交通対策、インバウンドに対する受入体制整備（観光案内、情報発信等）（豊後高田市）</li><li>山間部が多く、谷が深いなどの地理的状況や公共交通機関の不足で、当市の観光施設・名所へはマイカー利用者以外の集客が極めて困難な状況。（国東市）</li><li>観光地に公共トイレや休憩所が少ないなど受入環境整備の限界（玖珠町）</li><li>多数の観光客に対応できる宿泊施設、飲食店が不足している（姫島村）</li></ul>
人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"><li>観光産業人材の確保と育成による受け入れ体制の強化（由布市）</li><li>個々の観光素材は魅力的であるにもかかわらず、それらを有機的に結びつけて付加価値の高い観光商品として市場に提供する事業者が不在であること。（豊後大野市）</li></ul>

## (1) 観光振興を進めるまでの課題（続き）

地域素 材磨き 上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>体験型コンテンツや県内外の観光地との広域連携などによる長期滞在型の観光地づくり、観光・宿泊施設の質の向上、国内外からの観光客、特に富裕層をターゲットとした観光施策、ガイド育成等を行っていく必要。（別府市）</li> <li>既存の観光資源の磨き上げ ⇒ 観光地としての差別化が必要（日田市）</li> </ul>
魅力発 信	<ul style="list-style-type: none"> <li>マーケティングに基づいた情報発信 ⇒ ターゲットのニーズを的確に捉えた効果的な情報発信が必要（国内・インバウンド）（日田市）</li> <li><b>予算に限りがあるため、海外や都市圏などに対する情報発信が不足</b>している。（津久見市）</li> </ul>
広域連 携、体 制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>市単独では観光誘客施策や情報発信の展開に限界</b>があり、特にインバウンドへの対応には広域的かつ専門的な支援が不可欠である。（竹田市）</li> <li>来訪者や観光客の方々からは、自治体の境は関係ないので、広域的・統一的な受け入れ環境整備及び情報発信を推進する必要がある。（九重町）</li> <li>観光施策を検討する上で必要となる観光動態の把握・分析（豊後高田市）</li> </ul>
予算 確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎自治体単独では、受入体制の整備や広域観光の情報発信など、<b>必要な予算を継続的に確保していくことが難しく、中長期的な計画を立てづらい。</b>（中津市）</li> <li><b>県外に向けての情報発信やPRについて、人的・予算の関係から限界</b>がある。（津久見市）</li> <li>他、ほとんどの市町村が予算確保を課題に挙げられていた。</li> </ul>

# 各市町村からの主な意見

## (2) 宿泊税等、観光振興のための特定財源の確保についての考え方

財源確保の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光施策は一般財源の中で優先度が下がりやすいため、安定的・継続的に観光施策を推進するには使途が明確な<u>特定財源の確保が有効</u>。（中津市）</li> <li>全国的に検討を進めている自治体が増えつつある中、本県全体の広域観光を強化するためには、<u>新たな財源を確保することは必要</u>である。（臼杵市）</li> <li>地域住民と観光客の双方にとって安心安全な環境を整え、地域の観光資源を持続可能なものとするため<u>新たな財源を確保することは必要</u>。（宇佐市）</li> </ul>
使途の明確化が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国的に導入事例が広がる中、観光客の理解を得るために<u>税の使途を明確にし、可視化した説明責任を果たすことが前提</u>となる。（竹田市）</li> <li>宿泊事業者には宿泊客への説明や税の徴収など負担が大きくなるため、<u>納得が得られるような制度設計や宿泊税の使い道の明確化が必須</u>である。（日出町）</li> </ul>
懸念	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光振興の課題の解決に向け財源の確保は重要であるが、宿泊税は<u>地域住民の宿泊利用と観光客による宿泊利用の区別が困難</u>であることや、<u>物価高騰の中、企業努力により運営している宿泊事業者に対し、さらに負担を強いることとなることが懸念</u>される。（大分市）</li> <li>本市の特性としてビジネス利用の宿泊が多くを占めるが、こうした<u>観光目的でないビジネス利用に対しても課税</u>されることや、MICEで合宿や学会を市として積極的に誘致して<u>補助金を交付している中、そうした方々にも課税</u>することへの矛盾点の整理が必要。（大分市）</li> <li>ビジネスや親族訪問など、<u>観光目的以外の宿泊者が多い</u>当町においては、宿泊者の負担が生じるため、<u>住民や利用者の理解が必要</u>である。（玖珠町）</li> <li>観光目的以外の方から徴収した宿泊税を<u>観光振興のみに使用することへの是非</u>。（姫島村）</li> </ul>

# 各市町村からの主な意見

## （2）宿泊税等、観光振興のための特定財源の確保についての考え方（続き）

### 慎重な議論、丁寧な説明

- 導入の検討に対しては、宿泊事業者や近隣自治体との意見交換を踏まえ、**慎重な議論が必要。**  
(大分市)
- 財源確保の必要性は感じるが、**財源の使途、目的を明らかにしてから検討すべき**と考える。課税ありきの議論では難しい。  
(豊後高田市)
- 特定財源の確保について、一律ではなく、地域性などを考慮した議論が必要。  
(豊後高田市)

### 普通税とすべき

- 観光客増加に伴う清掃や道路の維持管理などに要する経費は、その地域の自治体・住民の負担**となることから、仮に宿泊税を導入するのであれば、特定の経費にしか充てられない目的税ではなく**普通税とすべき**である。  
(大分市)

### 国による予算確保

- 国策として、**国による積極的な予算確保**を望む。  
(豊後高田市)

# 各市町村からの主な意見

## (3) 仮に宿泊税等を導入する場合、市町村での導入か県一括での導入、どちらが望ましいか。また、導入すべきで無い場合、その理由

導入に前向きな意見・導入を前提とした意見  
(16)

- 市町村単独での導入は、制度設計や課税徴収、宿泊事業者との調整に係る事務負担が大きく、**小規模自治体にとっては実務上の負担が重い。**そのため、県一括での導入が望ましいと考える。（竹田市）
- 市町村単独よりも県一括での導入の方が、**宿泊施設等の利用者に対しても理解が得やすい**と考える。（九重町）
- 県単位での導入により、県内全域の観光振興施策に統一感を持たせることができ、**地域間の連携や観光資源の面的活用**が進めやすくなる。（中津市）
- 県一括での導入が望ましい。（県税としての宿泊税を、県全体の観光戦略に基づいて活用することで、県全体の観光振興に資する事業に充てられるため。）（豊後大野市）

反対の意見  
(2)

- 宿泊税等の導入については、**各自治体を取り巻く状況が大きく異なるため、県一括での導入には反対。**上記の考えを整理した後、本市において導入するか否かの判断をすることが望ましい。（大分市）
- 導入すべきではない。**（豊後高田市）
  - 宿泊施設の規模が小さい自治体にとっては、宿泊税を導入することで宿泊減が懸念
  - 観光客メインの宿泊地か、ビジネス客メインの宿泊地かによって、財源の使途も異なるのではないか。
  - ビジネスホテル、農家民泊、民宿など、利用者の目的が異なる宿泊施設に対する課税をどう考えるか。
  - 公費で宿泊助成までして宿泊客を増やそうとしている自治体がある中で、宿泊税は理解が得られないのではないか。

# 各市町村からの主な意見

## （3）仮に宿泊税等を導入する場合、市町村での導入か県一括での導入、どちらが望ましいか。また、導入すべきで無い場合、その理由

### 制度設計についての意見

- 課税要件等の諸条件が明確でない現状では、市町村での導入か県一括での導入のどちらが良いか判断ができないが、**仮に県も市町村も導入するとなつた場合は市町村の事情を踏まえ、減免規定等に柔軟に対応できる制度としてほしい。**（別府市）
- 宿泊料金の実質的な値上げと受け取られる可能性があり、旅行者のみならずビジネス客からも敬遠される恐れがある。そのため、**課税対象を旅行者に限定するなど、課税の対象や範囲について検討されることが望ましい。**（臼杵市）
- 県が導入する場合は、**各市町村の観光振興需要を考慮して制度設計をしていただきたい。**（由布市）
- 過疎少子高齢化が進む中、現状では観光振興の予算を増やすことは困難。**宿泊税を観光振興施策の新たな原資とするため、手厚い配分を望む。**（宿泊税の導入による県の広域的な取組と、配分された財源による市の積極的な観光施策の実施により、市内宿泊事業者の不安も解消されるものと考える。）（国東市）
- 地域ごとの課題や観光資源の特性に応じた柔軟な使途が確保される仕組みづくりが必要。地域独自の観光施策を推進する上で、**配分された財源の使途は市町村の裁量に委ねるべき**である。（竹田市）

## ■県の考え方

- 自治体規模や観光における状況が異なり、各市町村からは様々な意見が出された。
- 今後の行財政を見越したうえで、長期的な視点から新しい財源が必要という認識は概ね一致。
- 県としては、全市町村からのご理解を得たうえで進めたいと考えており、今後も地域や事業者、市町村とも丁寧に意見交換を重ね、議論を深めて参りたい。

### 3 宿泊税の制度設計における 先行事例、論点整理 について

## 1. ツーリズム戦略での定義

- ・日本一のおんせん県おおいたツーリズム戦略では、以下のとおり定義している。
- ・ツーリズム戦略で取り組む二次交通や通信などの受入環境の整備は、来訪者の目的を問わず受益する施策である。また、MICE誘致や、海外教育旅行の受入等も施策として取り組んでおり、狭義の観光目的にとどまらず、ビジネス・研究目的による来訪者も観光振興施策の範囲として含んでいる。

### 【観光の定義】

「継続して1年を超えない期間で、レジャー、ビジネス、その他の目的で日常生活圏外の場所を訪れ、そこで滞在する人々の諸活動」

※世界観光機関（UN Tourism）の「ツーリズム」定義を参考としたもの

Tourism is a social, cultural and economic phenomenon which entails the movement of people to countries or places outside their usual environment for personal or business/professional purposes.

These people are called visitors (which may be either tourists or excursionists; residents or non-residents) and tourism has to do with their activities, some of which involve tourism expenditure.

（出典：世界観光機関「基本用語集」[https://webunwto.s3-eu-west-1.amazonaws.com/2019-08/glossary\\_EN.pdf](https://webunwto.s3-eu-west-1.amazonaws.com/2019-08/glossary_EN.pdf)）

### 【観光の例】

観光施設利用、周遊、まち歩き、飲食、各種体験、レジャー、ビジネス、出張、視察・研修、教育 等

## 2. 先行事例での考え方

- ・福岡県を訪れる旅行者には、観光目的の旅行者だけでなく、ビジネス客も多く含まれることから、財源の使途として、旅行目的に関わらず、旅行者が幅広く利益を享受する施策についても検討が必要ではないかと考えられる。（「福岡県宿泊税検討委員会報告書」より）
- ・観光客等については、地方公共団体が提供する様々な公共サービスの恩恵を受けていることから、受益に応じた負担の一部を「観光客等」に求めるることは適当と考えられ、ビジネスやその他の目的で訪れた旅行者についても、公共サービスの受益を享受していることから、「観光客等」に含めるものとしております。（「宮城県観光振興財源検討会議報告書（案）」に対するパブリックコメントの結果と御意見等に対する宮城県観光振興財源検討会議の考え方 より）

## 法定外税の新設・変更に関する総務大臣の同意基準

- ・ 県が法定外税を新設又は変更しようとする場合は、総務大臣の同意が必要（地方税法第259条、第731条）
- ・ 総務大臣は、県から協議の申出を受けた場合には、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、同意しなければならない。
  - （1）国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が著しく過重となること。
  - （2）地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
  - （3）国の経済施策に照らして適当でないこと

### 法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について（抜粋）

（平成15年11月11日付、総税企第179号総務省自治税務局長通知）

#### 第5. 法定外税の検討に際しての留意事項

##### 2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- （1）地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- （2）地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- （3）法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- （4）法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」（平成16年5月19日総税企第73号）を踏まえて意見聴取を実施すること。

# 論点 課税対象について

## 1. 論点

- 宿泊税は、納税義務者（宿泊者）の担税力（地域における消費能力）に着目して、地域外からの宿泊者が受益する行政サービスに対して、一定の負担を求めるものであるため、本来は観光やビジネスなど宿泊の目的は問わない。
- その上で、宿泊者と受益する行政サービスとの関係性を踏まえ、課税対象をどう定義するか。

## 2. 先行事例

- 先行事例では、対象施設について、法に基づく許認可・届出の区分を一定の区切りとしている。
- 「ビジネスホテルは対象外」等、施設や宿泊者の目的等で区分を設定をしている自治体はなし。

自治体	旅館業法			住宅宿泊事業法	その他
	ホテル・旅館	簡易宿所	下宿		
東京都	5,646	○ (4,422)	— (1217)	— (7)	— (560)
大阪府	2,330	○ (1,576)	○ (747)	— (7)	○ (280)
福岡県	1,563	○ (1,199)	○ (363)	— (1)	○ (2,432)
宮城県 ※1	1,014	○ (685)	○ (309)	— (20)	○ (151)
広島県 ※1	1,403	○ (726)	○ (676)	— (1)	○ (228)
北海道 ※1	6,041	○ (2,901)	○ (3,029)	— (111)	○ (1,577)
長野県 ※2	6,814	○ (2,578)	○ (4,231)	— (5)	○ (204)
沖縄県 ※2	7,147	○ (3,339)	○ (3,379)	— (9)	○ (1,691)
京都市	3,529	○ (638)	○ (2,814)	— (77)	○ (1,421)
石川県金沢市	458	○ (156)	○ (302)	— (0)	○ (70)
北海道倶知安町	594	○ (144)	○ (450)	— (0)	○
福岡市	708	○ (613)	○ (95)	— (0)	○
北九州市	170	○ (143)	○ (27)	— (0)	○
長崎県長崎市	232	○ (185)	○ (47)	— (0)	○
北海道二セコ町	320	○ (54)	○ (266)	— (0)	○
愛知県常滑市	32	○ (21)	○ (11)	— (0)	○
静岡県熱海市	443	○ (227)	○ (216)	— (0)	○
岐阜県高山市	498	○ (297)	○ (192)	— (7)	○
岐阜県下呂市	101	○ (82)	○ (17)	— (1)	○
参考：大分県	2,028	1,007	1,009	12	99

○は対象。—は対象外。( )内は対象となる施設数

(旅館業法) 北海道倶知安町・二セコ町：R7.8月末時点（出典：北海道「倶知安保健所管内の生活衛生関係施設一覧」） 愛知県常滑市：R7.3月末時点（出典：愛知県「環境衛生営業施設一覧表」） 静岡県熱海市：R6.3月末時点（出典：静岡県「静岡県統計年鑑 衛生」） 岐阜県高山市・下呂市：R6.3月末時点（出典：岐阜県「旅館業許可施設一覧表」） 大分県：R7.3月末時点（大分県及び大分市の旅館業法許可施設数）

その他：R6.3月末時点（出典：厚生労働省「令和5年度衛生行政報告例」） R7.7.15時点（国土交通省「住宅宿泊事業法に基づく届出及び登録の状況一覧」）、大分県：R7.3月末時点（大分県の住宅宿泊事業法届出数）

※1：総務大臣同意済、施行前（課税開始前）の自治体、※2：条例成立済、総務大臣同意前

## 3. 対象施設に関する宿泊事業者からの声

分類	内容
ビジネスホテル	<ul style="list-style-type: none"> <li>大分市の宿泊施設を利用する方はビジネスのため利用する方々。その方々に観光のための税金を課すのは理不尽ではないか。（大分 旅館・ホテル）</li> <li>臨海工業地帯の小さな宿。鶴崎踊りなど、観光で泊まりに来られる方はゼロで、工場のビジネス客メイン。少しでも安い宿を探してうちに来て、値下げシールのついたスーパーの総菜を買ってきて食べている。大分の発展のために仕事に来てくれているそんな人達からも宿泊税とるのか？（大分 旅館・ホテル）</li> <li>佐伯市は観光地というよりはビジネスや学生の宿泊が多い。宿泊税導入によって宿泊料金が高騰すると、学生やビジネス客の宿泊が減ってしまう可能性がある。（佐伯 旅館・ホテル）</li> </ul>
農泊	<ul style="list-style-type: none"> <li>農泊は、農業体験を通じて、地域のいろんな人たちと交流、あるいは移住を考えている人の体験の場であり、観光ではない。そういう人たちに宿泊税というのは無理がいくのではないかと思っている。（宇佐 農泊）</li> <li>福岡県にいる農泊の知り合いが言っていたのだが、一件当たり50人もないような農泊も、1泊数万円の旅館も一緒に宿泊税を徴収ということで扱われている。農泊やめようかとも言っている。旅館と農泊が一緒になっているのはどうか。農泊の場合は慎重にやってほしい。（宇佐 農泊）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>インバウンドのみを課税の対象に出来ないか（各地 旅館・ホテル、簡易宿所）</li> <li>キャンプ場、車中泊なども宿泊税の施設対象となるのか、明確化してほしい。（別府 旅館・ホテル）</li> </ul>

## 4. 「3」に関する先行自治体での例・考え方等

### (1) ビジネス客について

- ・「ビジネスホテル」、「ビジネス客」であることをもって課税対象から除外している先行自治体はない。
- ・観光振興財源により実施する施策は、受入環境の整備など、来訪者の目的を問わず受益する施策であるという考え方。

### (2) 農泊について

- ・上記同様に「農泊」であることのみで課税対象から除外している先行自治体はない。
- ・なお、農林漁家が行う無償宿泊体験に係る取扱指針に基づいて無償で宿泊体験させる場合などは旅館業法が適用されない。

### (3) その他 インバウンド

- ・先行自治体では例なし。
- ・税の公平の原則から、日本国民と外国人、県民と県外民で課税／非課税の差別は出来ない。
- ・日本国が各国と結ぶ二国間租税条約では国籍無差別条項（国籍に基づく課税の差別）が結ばれている。

#### (参考) 日米租税条約

※韓国、中国、タイ等にも同様の定めあり。

##### 第24条第1項

一方の締約国の国民は、他方の締約国において、特にすべての所得（当該一方の締約国内に源泉のある所得であるか否かを問わない。）について租税を課される者であるか否かに関し、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この1の規定は、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。

##### 第6項

この条の規定は、第2条及び第3条1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは**地方公共団体によって課されるすべての種類の租税に適用する。**

### (4) その他 キャンプ場、車中泊など

- ・先行事例では、旅館業法の適用対象になるか否かで線引きしている。（キャンプ場でも、コテージ等の宿泊施設提供をする等は許可が必要な場合もある。）

# 論点 税率について



## 1. 論点

- 定額制か定率制か。定額制の場合、宿泊料金の区分に応じて税額を設定するか（段階的定額制）。

## 2. 先行事例

- 国内の先行事例では、定額制が主流。定率制採用は俱知安町、沖縄県（総務省未同意）。
- 段階的定額制を採用している自治体は、宿泊料金の区分に応じて2～3程度の区分を設けている。海外では、宿泊施設の星の数に応じて税額が変わる段階的定額制がパリ、ローマ、バルセロナ、ドバイ等で採用。

東京都		大阪府		福岡県	宮城県※1	広島県※1	北海道※1		長野県※2	沖縄県※2
宿泊料金	税率	宿泊料金	税率	200円	300円	200円	宿泊料金	税率	300円	定率制 2% (上限2,000円)
1万～1.5万円未満	100円	5千～1.5万円未満	200円	※福岡市、北九州市内：50円。その他市町村が税を導入した場合：100円)	※仙台市内：100円	200円	2万円未満	100円	※制度開始3年間は200円	市町村が宿泊税を課す場合：0.8% (上限800円)
1.5万円～	200円	1.5万～2万円未満	400円				2万～5万円未満	200円		
		2万円～	500円				5万円～	500円		

京都市		金沢市		俱知安町	福岡市	北九州市	長崎市		二セコ町	常滑市	熱海市	高山市	下呂市	
宿泊料金	税率	宿泊料金	税率	定率制 2%	宿泊料金	税率	宿泊料金	税率	宿泊料金	税率	宿泊料金	税率	宿泊料金	税率
～2万円未満	200円	5千～2万円未満	200円	※3% (R8.4.1以降、道税導入に伴い引き上げ)	2万円未満	150円	～1万円未満	100円	～2万円未満	200円	～1万円未満	100円	5千円未満	100円
2万～5万円未満	500円	2万円～	500円		2万円～	450円	1万～2万円未満	200円	2万～5万円未満	500円	1万～3万円未満	200円	5千円～	200円
5万円～	1000円						5万～10万円未満	1000円	5万～10万円未満	1000円	3万円～	300円		
							2万円～	500円	10万円～	2000円				
					150円						200円	200円		

※1：総務大臣同意済、施行前（課税開始前）の自治体、※2：条例成立済、総務大臣同意前

## 3. メリット・デメリット

分類	定率制	定額制（一律定額制）	定額制（段階的定額制）
宿泊客の負担感	○ 低額料金を支払う宿泊客は、税の支払額が少なく負担が少ない。	△ 低額と高額の税額が同じであり、低額の宿泊客の負担感が大きい。	○ 宿泊料金の多寡に応じて、税額に一定の差異を生むことが出来るため、宿泊客の負担感は一律定額制と比べて少ない。
宿泊客の負担と受益との関係	△ 宿泊料金の多寡に応じて、行政サービスの差異は生じないと考えられ、不公平感を生む可能性	○ 行政サービスは一定であり、受益と負担との乖離が生じない。	△ 宿泊料金の多寡に応じて、行政サービスの差異は生じないと考えられ、不公平感を生む可能性
宿泊施設の負担	△ 個別の宿泊毎に食事代等を除いた1人当たりの素泊まり料金の算出や、税額計算が必要となり、事務負担が大きい。	○ 素泊まり料金の算定や税額計算が不要となり、負担が少ない。	○～△ 定率制に比べると特別徴収義務者の負担は少ない。ただし、素泊まり料金の計算は必要
物価変動	○ インフレ・デフレによる影響を大きく受けない。	△ インフレ・デフレ対応には条例改正が必要	△ インフレ・デフレ対応には条例改正が必要
税収	○ 高付加価値化による税収の伸びが期待 △ 税収を予測しにくい	△ 税収の大きな伸びは期待できない。定率制に比べると税収は低い。※先行事例の採用税率（2%、200円）の場合 ○ 税収を予測しやすい。	○ 高付加価値化による税収の伸びが一定程度期待 ○ 比較的、税収を予測しやすい。
事業者からの声	○ 物価変動の影響を受けない定率制の方が、必要な財源を確保出来るのではないか。	△ 宿泊施設の価格帯が幅広いことを考慮すると、一律定額制は不公平感がある。	○ 定額制の方が良いが、宿泊料金一律の定額となると不公平感があるので、段階的な定額を取り入れることができれば、ある程度不公平感は解消できる。
観光統計上のメリット	○ 観光消費額（宿泊料金）の把握が出来る。	○ 宿泊者数の把握が出来る。	○ 価格帯ごとに宿泊者数を把握出来る。

## 4. 税率に関する宿泊事業者からの声

- 宿泊税の場合、**定額制の方が簡便で良い**。宿泊料金一律の定額となると不公平感があるので、段階的な定額を取り入れることができれば、ある程度不公平感は解消できるのでは。（旅館・ホテル）
- 定率制がいい**。定額制だと物価変動の影響を受けやすく、必要な財源を確保するのが難しい。（簡易宿所）
- 数千円から数万円、どうかすると十万以上まで。**宿泊施設の価格帯が幅広いことを考慮すると、一律の宿泊税額は不公平感がある。**（旅館・ホテル）
- 宿泊料金に応じて、**素泊まり5,000円以下は税50円とか少額からはじめるなど**対応可能にすればどうか。**それぞれ宿泊客の料金や地域性(海外)で適切な税額を設定できれば適切。**（匿名）

## 1. 論点

- ・免税点の可否をどのように考えるか。その理由・根拠は何か。
- ・低額の宿泊施設における相対的な負担感に配慮するかどうか。

## 2. 先行事例

- ・先行事例では、都道府県では福岡県、北海道以外は免税点を設定。市町村で設定しているのは金沢市のみ。

都道府県	免税点	市町村	免税点
東京都	1万円未満	金沢市	5千円未満
大阪府	5千円未満	その他（京都市、北海道俱知安町、福岡市、北九州市、長崎県長崎市、北海道二セコ町、愛知県常滑市、静岡県熱海市、岐阜県高山市、岐阜県下呂市）	なし
福岡県、北海道 ※1、沖縄県 ※2	なし		
宮城県 ※1、広島県 ※1、長野県 ※2	6千円未満		

※1：総務大臣同意済、施行前（課税開始前）の自治体、※2：条例成立済、総務大臣同意前

## 3. 免税点に関する宿泊事業者からの声

- ・低額の簡易宿所から免税点を求める声があった。他方で、入湯税におけるフリーライド問題や免税点を設定することで、ボーダーライン近くの旅館が値下げし自社負担をするのではないかといった懸念の声あり。
- ・由布市内には温泉旅館が250施設。アパートの一室を宿にしたような簡易宿所は300施設ほど存在。簡易宿所に泊まる客からは入湯税は徴収していない。フリーライド問題が発生。（由布市 旅館・ホテル）
- ・宿泊税を宿泊施設が最終的に負担することにならないように。仮に免税点8千円と設定した場合、税込みで8千円を超えないように設定しようとして、持ち出し（値下げ）をする施設が出てくる可能性も。（大分 旅館・ホテル）
- ・免税点はいい取組。他県の事例を参考にして頂ければ。（杵築 簡易宿所）

# 論点 課税免除について



## 1. 論点

- ・課税免除が必要な宿泊があるか。対象をどう考えるか。公平性の観点から、課税免除を行う合理的な理由があるか。  
(地方税法第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合においては、課税をしないことができる。)

## 2. 先行事例

- ・先行事例では、公益性の観点から学校行事等に係る宿泊は課税免除としている例あり。

自治体	有無	内容
大阪府	あり	・修学旅行等の学校行事（学校（大学を除く）、保育園等）に係る児童・生徒及び引率者の宿泊
宮城県 ※1	あり	・修学旅行等の学校行事（学校（大学を除く）、保育園等）に係る児童・生徒及び引率者の宿泊
広島県 ※1	あり	・修学旅行等の学校行事（学校（大学を除く）、保育園等）に係る児童・生徒及び引率者の宿泊
北海道 ※1	あり	・修学旅行等の学校行事（学校（大学を除く）、保育園等）に係る児童・生徒及び引率者の宿泊
長野県 ※2	あり	・幼稚園、小学校～ <b>大学</b> の教育活動又は研究活動（サークル合宿等も含む）、保育所等の施設の主催する行事としての宿泊
沖縄県 ※2	あり	・修学旅行等学校行事、 <b>中体連その他団体の主催する大会</b> （教育活動又は類するもの）に係る児童・生徒及び引率者の宿泊（大学除く）
京都市	あり	・修学旅行等の学校行事（学校（大学を除く）、保育園等）に係る児童・生徒及び引率者の宿泊
北海道俱知安町	あり	・修学旅行等の学校行事（学校（大学を除く）、保育園等）に係る児童・生徒及び引率者の宿泊 ・俱知安町で行われる <b>職場体験</b> に係る中学校、高校、大学等の生徒の宿泊
長崎県長崎市	あり	・修学旅行等の学校行事（学校（大学を除く）、保育園等）に係る児童・生徒及び引率者の宿泊 ・部活動または地域のクラブチーム（大学を除く）として参加する <b>スポーツ大会・文化大会</b> ※に係る児童・生徒及び引率者（監督、応援部員、マネジャー、スコアラー等も含む。）の宿泊 ※日本スポーツ協会、高体連、中体連、高野連、高文連、中分連（傘下組織含む）の主催する大会
北海道二セコ町	あり	・修学旅行その他学校行事（大学除く）に参加している者　・町長が必要と認める者。
静岡県熱海市	あり	・ <b>小学生以下の者</b> ・修学旅行その他の学校行事（大学除く）に参加する者　・その他市長が特に認める者
岐阜県高山市	あり	・ <b>小学生以下の者</b> ・修学旅行その他の学校行事（大学除く）に参加する者
岐阜県下呂市	あり	・ <b>小学生以下の者</b> ・修学旅行その他の学校行事（大学除く）に参加する者　・その他市長が特に認める者

課税免除なし：東京都、福岡県、石川県金沢市、福岡市、北九州市、愛知県常滑市

※1：総務大臣同意済、施行前（課税開始前）の自治体

※2：条例成立済、総務大臣同意前

## 3. 課税免除に関する宿泊事業者からの声

- ・**年齢制限で区分**する可能性について検討してほしい。（別府　民泊）
- ・**教育旅行・修学旅行分の宿泊税は対象外**にして頂きたい。（フリースクール含む。）（国東　簡易宿所ほか）

## 第1回(R7年5月28日)

- 大分県の観光の現状について
- 大分県の観光施策の方向性について

## 第2回(R7年7月22日)

- 観光振興の財政需要について
- 観光振興のための財源について
- 宿泊事業者との意見交換会結果について

## 第3回(R7年10月6日)

- 各市町村の意見について
- 税制度についての論点整理

会議終了後、中間整理の上、宿泊事業者向けアンケートを実施。並行して意見交換会実施。

## 第4回(R7年12月)

- 中間整理を踏まえた検討

## 第5回(R8年2月)

- 報告書まとめ